

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

アドバンテストグループは、「先端技術を先端で支える」という経営理念のもと、「The ADVANTEST Way & 行動規範」(以下、アドバンテスト行動規範といいます。)を制定し、経営の透明性を高め、持続的な発展と企業価値の向上に努めています。

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することで経営の効率化および透明性の向上を図ることです。

取締役会は、経営の意思決定機関として、グループ全体の経営方針、経営戦略などの重要事項について決定するとともに、社外取締役をメンバーに含み、業務執行機関が迅速かつ効率的な職務執行ができるように必要となる権限委譲を行いながら経営の監督機関として、業務執行機関の職務執行を監視、監督しています。

さらに、急速に変化する経営環境に対応して、迅速な業務執行を行うため執行役員制度を導入しています。

また、監査機能については、2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(2014年(平成26年)法律第90号)(以下、改正会社法といいます。))により導入された監査等委員会制度を2015年6月24日から採用しました。監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産の状況の調査に加え、監査室、内部統制委員会、会計監査人等との連携により、取締役および執行役員その他業務執行機関の職務執行を監査します。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンス基本方針」(以下、基本方針といいます。))として取り纏め、当社ウェブサイトにおいて公開しています。

(<https://www.advantest.com/investors/management-policy/corporate-governance>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1】(i) 経営理念等や経営戦略、経営計画

経営理念については、基本方針第2条をご参照ください。

経営戦略、経営計画については、これまで決算発表資料や事業報告書等で年度見通しや持続的な成長のための方針などを説明してまいりましたが、業界の変動が激しく中期予想が難しいため、これまで中期経営計画は策定していませんでした。今後、中期経営計画の策定を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】政策保有株式に関する方針および政策保有株式の議決権行使基準
基本方針第7条をご参照ください。

【原則1-7】関連当事者間取引についての適正手続きの枠組み

基本方針第9条をご参照ください。

【原則3-1】(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

基本方針の第1条および第3条をご参照ください。

【原則3-1】(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

基本方針の第15条、第16条、および第18条をご参照ください。

【原則3-1】(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

基本方針の第15条および第18条をご参照ください。

【原則3-1】(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役候補者の選任・指名については、第74回定時株主総会招集ご通知(5頁～10頁)をご参照ください。(<https://www.advantest.com/investors/shares-and-corporate-bonds/shareholders-meeting>)

【補充原則4-1(1)】経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は機動的な意思決定と迅速な企業経営の実現のため、法令上また定款上取締役会による専決事項とされている事項、および重要な業務執行に関する事項以外の業務執行の決定について原則として執行役員社長に委任します。

【原則4-8】3分の1以上の独立社外取締役が必要と考える場合の取組み方針

当社は、9名の取締役の内、4名の独立社外取締役を選任しています。その選任に際しては、知識・能力・経験のバランス・多様性を考慮し、選任しています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

基本方針の第18条をご参照ください。

【補充原則4-11(1)】取締役会の構成についての考え方

基本方針の第18条をご参照ください。

【補充原則4-11(2)】取締役の兼任状況

社外取締役候補者および取締役の重要な兼職の状況につきましては、「定時株主総会招集ご通知」や事業報告等の開示書類において、毎年公表しています。

【補充原則4-11(3)】取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要

取締役会はその役割と責務の実効性を評価するため、取締役全員にアンケートを行い取締役会の構成、運営、議論の状況等について意見の収集と分析を行いました。その結果、取締役会全体の実効性は概ね確保されていると評価されましたが、代表取締役等の後継者候補の計画や経営陣の選解任プロセスについて実効性の向上が図られるべきと認識されましたので、取締役会の実効性を更に高める努力をしてまいります。

【補充原則4-14(2)】取締役に対するトレーニングの方針

基本方針の第20条をご参照ください。

【原則5-1】株主との対話促進のための体制整備・取組みに関する方針

基本方針の第21条および「IR基本方針」をご参照ください。

(<https://www.advantest.com/investors/management-policy/basic-investor-relations-policy>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,449,200	12.75
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 富士通口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	20,142,600	10.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,720,500	7.88
BNYML-NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	7,946,000	3.98
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	5,715,400	2.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,000,200	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,549,900	1.78
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	3,020,318	1.51
BNPパリバ証券株式会社	2,967,996	1.49
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行)	2,201,695	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

次の大量保有者から大量保有報告書(変更報告書)が提出されていますが、当社として実質所有株式数の確認ができない部分については、上記「大株主の状況」には含めていません。

1. ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー他1社
2. 株式会社三菱東京UFJ銀行他3社
3. みずほ証券株式会社他4社
4. イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド他1社
5. 三井住友信託銀行株式会社他2社
6. 野村証券株式会社他4社
7. ゴールドマン・サックス証券株式会社他3社

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
唐津 修	他の会社の出身者												
吉川 誠一	他の会社の出身者								△				
山室 恵	弁護士												
萩尾 保繁	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
唐津 修		○	——	半導体の専門家としての豊富な知識と経験があるため、経営監視の公正性、客観性から見て当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただけると判断しました。
吉川 誠一		○	過去(7年前)に当社の取引先である株式会社富士通研究所の常務取締役として勤務していました。同社との取引額は僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、その概要の記載を省略します。	研究開発戦略の専門家としての豊富な知識と経験があるため、経営監視の公正性、客観性から見て当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただけると判断しました。
山室 恵	○	○	——	元東京高等裁判所判事で、現在は弁護士であり、法律の専門家として広い見識を有しており、経営監視の公正性、客観性から見て当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いた

				だけると判断しました。
萩尾 保繁	○	○	—	元静岡地方裁判所長で、現在は弁護士であり、法律の専門家として広い見識を有しており、経営監視の公正性、客観性から見て当社のコーポレート・ガバナンスの充実に寄与いただけると判断しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を1名配置しています。当該従業員の選任、異動、考課等の人事事項は、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。また、当該従業員は、専ら監査等委員の指示・命令に基づき職務を遂行し、監査等委員でない取締役、その他の役職員からの独立性を確保するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門である監査室および会計監査人と定期的および必要に応じて随時打合せを行い、監査スケジュールや監査状況、内部統制の状況などについての報告、情報交換を行うなど、相互の連携を図り、適正かつ効率的に監査を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

指名報酬委員会については、「コーポレートガバナンス基本方針」第18条をご参照ください。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

独立社外取締役の独立性判断基準については、「コーポレートガバナンス基本方針」第18条をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

監査等委員である取締役および社外取締役を除き、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進するとともに優秀な人材を確保することを目的に、業績連動型報酬制度およびストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に重要な役割と責任を有すると認められる者に付与しています。
監査等委員である取締役については、2015年6月24日開催の定時株主総会の決議により、ストックオプションの付与対象者から外れています。
社外取締役については、2015年11月25日制定の役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続きにより、ストックオプションの付与対象者から外れています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書において個別開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「コーポレートガバナンス基本方針」第15条、第16条および第18条をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、社長室ならびに総務部(取締役会事務局)が社外取締役のサポートを担当しています。また、当社の事業遂行状況等の社内(またはグループ全体)情報においては、しかるべき担当者より、必要に応じて、社外取締役に対し直接報告しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することで経営の効率化および透明性の向上を図ります。

取締役会は、経営の意思決定機関として、グループ全体の経営方針、経営戦略などの重要事項について決定するとともに、業務執行機関が迅速かつ効率的な職務執行ができるように必要となる権限委譲を行いながら経営の監督機関として、業務執行機関の職務執行を監視、監督します。当社は、取締役会メンバーに複数の社外取締役を含めることで、取締役会の監視、監督機能を強化しています。

また、監査機能については、改正会社法により導入された監査等委員会制度を2015年6月24日から採用しました。監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会およびその他の重要な会議への各監査等委員の出席や業務および財産の状況の調査に加え、監査室、内部統制委員会、会計監査人等との連携により、取締役および執行役員その他業務執行機関の職務執行を監査します。

内部監査部門については監査室を設置し、専任の従業員4名により、会社の内部統制の整備・運用状況を日常的に監視するとともに、問題点の把握・指摘・改善勧告を行っています。

会計監査については、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、所定の監査を受けています。2015年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、薄井 誠氏、田中 卓也氏および脇本 恵一氏です。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士を主たる構成員とし、システム専門家等の専門的知識を有するものを含んでいます。

なお、監査等委員会の機能強化に係る取り組み状況については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査等委員会】の項に記載しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の効率化および透明性の向上を図ることを目的として、経営の意思決定および監督機能をもつ取締役会と業務執行機関とを分離しています。

また、急激に変化する経営環境に即応する体制を確立し、迅速な業務執行を行い、透明性を向上するため執行役員制度を導入しています。さらに当社は、取締役および執行役員その他業務執行機関の職務執行を監査するため、改正会社法により導入された監査等委員会制度を2015年6月24日から採用しました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間以上前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、1～2日前倒しで開催することにより、株主が参加しやすく設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する株主総会議決権行使サイトにおいて、インターネットによる議決権の行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(日本語、英語)を当社ホームページに掲載しています。
その他	報告事項のプレゼンテーション資料を当社ホームページに掲載し、株主総会終了後には、役員と株主との懇談の場を設けています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトで「IR基本方針」を公表しています。 (https://www.advantest.com/investors/management-policy/basic-investor-relations-policy)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に1回、決算発表時に会社説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回のペースで、米国およびヨーロッパにおいてロードショーを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.advantest.com/investors 上記URLにおいて財務情報、株式・株主情報および会社説明会の資料を掲載(英文も有り)しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として社長室広報・IR部を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CSR基本方針」において、ステークホルダーを尊重し、社会との調和を図り、持続可能な社会の実現に向けて貢献することを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR・環境推進センタを設置し、組織的に活動を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	毎年、環境・社会活動に関する報告書(Corporate Report)を作成し公表しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、アドバンテストグループの全ての取締役、執行役員および従業員が法令および定款に適合し、誠実かつ倫理的な行動を採ることを明確にするため、アドバンテスト行動規範を周知徹底しています。さらに、取締役および執行役員に対しては、アドバンテスト行動規範に加え、役員倫理規定を適用しています。

また、法令遵守の徹底を図るための体制として行動規範委員会を設置し、アドバンテスト行動規範の運営状況を監視するとともに、アドバンテスト行動規範に照らして疑義のある事項の報告または相談を受け付ける窓口として、企業倫理ヘルプラインを設置し、報告者が不利益な取扱を受けない体制としています。

当社は、アドバンテストグループの経営環境、事業活動および会社財産に潜むリスクに関し、重要な業務プロセス毎にリスク要因を識別、分類し、リスクの大きさ、発生可能性、頻度等を分析するとともに、それらのリスクへの適切な対応についての方針および手続の文書化を重要な内部統制活動の一つとして実施しています。

また、災害等の緊急事態に関し、危機管理本部を設置して緊急時行動要領を文書化するとともに、教育訓練を定期的実施して緊急事態に備えています。

内部統制委員会は、リスク管理を徹底し、重要なリスクについては取締役会に報告することとしています。

当社は、安全衛生委員会を設置して、労働災害事故の防止、快適な職場環境の形成および従業員の健康増進に努めています。

当社は、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会、取締役会の議事録および関連資料、取締役の職務執行に関するその他の重要な文書）に関して、保存年限、保管責任者、保存方法等の詳細について定めた社内規定に基づいて適切に保存・管理しています。情報漏洩の防止については、情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報の保護と機密情報の漏洩防止を行っています。

当社は、連結決算に基づく業績評価を重視したグループ連結経営を行うために当社とグループ各社で同質の内部統制システムを構築、運営しています。当社の内部統制システムは、グループ各社を担当する当社の各部門が連携するとともに、内部統制委員会が策定するグループ全体の方針に基づいて統一的に構築、運営され、内部統制委員会が掌握したグループ各社の内部統制状況の中で重要なものは、取締役会へ報告されます。グループ各社に対する内部監査は当社監査室が総括しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力団等の反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力からの書籍購入、寄付、会費などの要求にも毅然とした態度でこれを拒絶します。

アドバンテストグループでは、アドバンテスト行動規範において、「私たちは、暴力団等の反社会的勢力に対しては、一切関係を持ちません。私たちは、反社会的勢力からの書籍購入、寄付、会費などの要求にも毅然とした態度で拒絶します。」と定めており、全ての取締役、執行役員および従業員に対し、行動規範の周知徹底を図っています。

反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合、総務部が統括部署となり、警察、弁護士等との連携を図りながら、総務部長が不当要求防止責任者として対応します。

企業倫理に係る社内研修において、反社会的勢力への対応について説明していますが、今後は、対応マニュアルの整備や研修内容の充実を促進します。また、取引基本契約等の取引先との契約に、反社会的勢力の排除条項を盛り込んでいます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社では、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の「有価証券上場規程」における「会社情報の適時開示等」が定める情報を正確、公平かつ適時に開示することを目的に開示委員会を設置し、開示統制を実施しています。

当社および関係会社における決定事実、発生事実ならびに経理部で所管する決算情報は、開示統制機能を備える経理部等のメンバーで構成される開示委員会事務局にて収集されます。

開示委員会事務局により収集・整理された情報、情報取扱責任者によって適時開示の判定が行われ、開示委員会、取締役会を通じて開示されます。ただし、緊急を要するものは、情報取扱責任者の判断により代表取締役兼執行役員社長（CEO）および財務担当役員の決裁を経て速やかに開示されます。

開示委員会の役割は、(1)開示すべき情報の重要性を検討すること(2)外部への情報開示を校閲し、その作成を監督すること(3)社内の開示統制および手続を確立させること(4)かかる統制と手続の有効性を注視し評価すること(5)開示等プロセスに関する必要な点を全て代表取締役兼執行役員社長（CEO）および財務担当役員に直接報告することです。

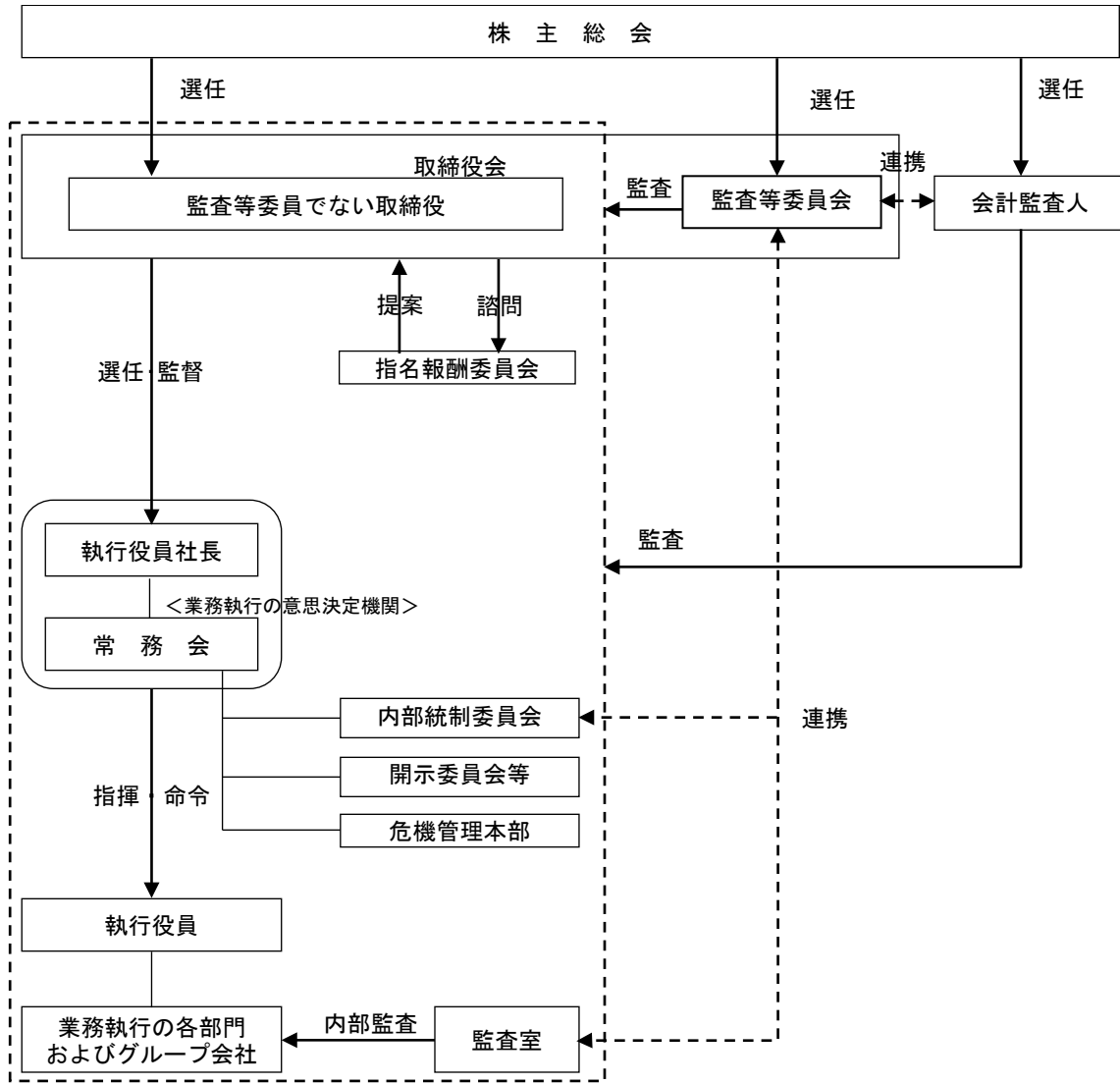
また、開示情報の中でも特に関東財務局に提出する有価証券報告書等の定期的法定開示書類に関しては、経営陣が適切な開示が行われていることを監督するために、開示委員会を設置して開示統制手続を実施しており、代表取締役兼執行役員社長（CEO）および財務担当役員は、開示統制手続の実効性を評価し認証しています。

なお、これらの書類の作成にあたっては、会計監査人による財務諸表の監査に加え、社外弁護士によるレビューも受けることにより開示統制を強化しています。

当社は全ての重要な財務情報と非財務情報が適時かつ適切に開示されることを確保するため、より高い倫理観・誠実さ・社会的正義に則って、企業活動を推進することを基本としたアドバンテスト行動規範を制定し、周知徹底しています。また、取締役および執行役員に対しては、役員倫理規定を制定し運用しています。さらに、内部統制委員会を設置し、「事業経営の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」、「法規の遵守」の3つの目的を達成するために、内部統制の強化を推進しています。

以上のことにより、適時開示の適正性を確保しています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示体制の概要図】

